

【左の様式は一次以下の上位請負業者に関する事項のみである。】

年 月 日

再下請負通知書 (作成例)

直近上位
注文者名 ○○建設株式会社
現場代理人 都筑一郎

【報告下請負業者】

住 所 横浜市○○区××町○-○
TEL 045-XXX-XXXX
FAX 045-XXX-XXXX
会 社 名 ××建設興業株式会社
代表者名 磯子 三郎 ㊞

元請名称 ○○建設株式会社

《自社に関する事項》

工 事 名 称 及 工 事 内 容	○○道路改良工事 擁壁工 30m		
工 期	自 平成○○年 5月 10日 至 平成○○年 11月 30日	注文者との 契 約 日	平成○○年 5月 2日

建 設 業 の 可 許	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可 (更新) 年月日
	とび・土工・鉄筋工事業 工事業	大臣 特定 知事 一般 大臣 特定 知事 一般	第 34567 号 第 号 平成 ○○年 2月 2日 年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外	雇用保険 加入 未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称 ××建設興業	健康保険 ○△健康保険組合 ××-×××	厚生年金保険 ××-××× -××××

監 督 員 名	戸塚 四朗	安全衛生責任者名	戸塚 四朗
権限及び 意見申出方法	契約書記載の通り	安全衛生推進者名	緑 五郎
現 場 代 理 人 名	戸塚 四朗	雇用管理責任者名	旭 六郎
権限及び 意見申出方法	契約書記載の通り	専 門 技 術 者 名	
主任技術者名	専任 戸塚 四朗 非専任	資 格 内 容	
資 格 内 容	一級土工施工管理技士	担 当 工 事 内 容	

外国人建設就労者の 従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無
-----------------------	-----	-----------------------	-----

・再下請負通知書を作成又は変更した日付を記入する。

・再下請負通知人が請負った建設工事の注文者の商号名称、現場代理人名(所長名)を記入する。

・再下請負通知人の住所、商号名称、代表者名を記入する。

・再下請負通知人が請負った建設工事の元請の商号名称を記入する。
(再下請負通知人が一次下請の場合は、直近上位の注文者名と同じ名称となる。)

・再下請負通知人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名称及びその具体的な工事内容を記入する。

・建設業の許可は5年ごとに更新しなくてはならない。(許可内容が契約工事内容と一致すること)
・建設業許可を保有していない場合は斜線で消すこと。ただし、無許可業者は、500万円未満の工事(建築一式では1,500万円未満)しか施工できない。

・健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
・事業所整理記号等の営業所の名称欄には、請負契約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を、一括承認に係る営業所の場合は、本店の整理番号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号をそれぞれ記載する。なお直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負業者との請負契約を行う場合には欄をそれぞれ追加する。

・監督員名 : 再下請負人を監督するために再下請負通知人が監督員を置く場合に記入する。その権限が現場代理人に委任されている場合は「現場代理人名」を記載する。
・現場代理人: 下請負工事を請負った会社の当該施工部分を担当する現場責任者の氏名を記載する。
・主任技術者: 建設業の許可を有する請負人は技術者を配置しなければならない。請負金額3,500万円以上で専任配置。
・安全衛生責任者: 当該場所の労働者数が常時50人以上(ずい道、橋梁、圧気工法は常時30人以上)であり、総括安全衛生責任者を選任すべき事業者以外の請負人で当該仕事を自ら行うものは、安全衛生責任者を選任しなくてはならない。(労働安全衛生法第16条)
・安全衛生推進者: 安全衛生管理体制を明確にし、安全衛生水準の向上を図るため、50人以上では安全管理者及び衛生管理者の選任が義務付けられ、安全管理者及び衛生管理者の選任が義務付けられていない10人以上50人未満(常時使用する労働者数)の小規模事業場においては、安全衛生推進者の選任が義務付けられている。(労働安全衛生法第12条の2)
・雇用管理責任者: 事業主は、建設事業を行う事業場ごとに「雇用管理責任者」を選任し、建設労働者の雇用管理を行うことが求められている。資格は、法令上特に必要はないが、建設労働者の雇用管理について責任を持つ立場にあるため、企業内においてある程度の地位にあり、雇用管理に関する相当の実務経験のある方が望ましい。(建設労働者雇用改善法第5条)
・専門技術者: 主任技術者とは別の技術者である。請け負った工事に付帯する別の専門分野の工事があり、直接施工する場合(大工工事のみの許可を受けている下請会社が、付帯する足場組み立てを行う場合等)に、主任技術者の資格要件を満たす者を専門技術者として選任し、そのものの氏名を記載する(建設業法第26条の2)。一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。

・外国人建設就労者については、出入国管理及び難民認定法の別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの(外国人建設就労者)が従事する場合は「有」を丸で囲む。
・外国人技能実習生については、出入国管理及び難民認定法の別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者(外国人技能実習生)が当該建設工事に従事する場合は「有」を丸で囲む。

《再下請負関係》 再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名	△△工務店	代表者名	港南 七郎	
住所 電話番号	〒235-00XX 横浜市△△区〇〇町〇-〇 (TEL 045-XXX-XXXX)			
工事名称 及 工事内容	〇〇道路改良工事 型枠工事			
工期	自 平成〇〇年 5月 10日 至 平成〇〇年 11月 30日	契約日	平成〇〇年 5月 2日	
建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日	
	大工 工事業	大臣 特定 知事 一般 第 12321 号	平成〇〇年9月10日	
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日	
健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外	雇用保険 加入 未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称 △△工務店	健康保険 〇△健康保険組合 ××-×××	厚生年金保険 ××-××× -××××
現場代理人名	金沢 九郎	安全衛生責任者名	金沢 九郎	
権限及び意見申出方法	契約約款の通り	安全衛生推進者名	保土ヶ谷 一男	
主任技術者名	専任 非専任 金沢 九郎	雇用管理責任者名	栄 花子	
資格内容		専門技術者名		
		資格内容		
		担当工事内容		
外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無	

外国人建設就労者については、出入国管理及び難民認定法の別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの(外国人建設就労者)が従事する場合は「有」を丸で囲む。
外国人技能実習生については、出入国管理及び難民認定法の別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者(外国人技能実習生)が当該建設工事に従事する場合は「有」を丸で囲む。

再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

- 再下請負人の商号名称、代表者名、住所、電話番号を記入する。
- 再下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名称及びその具体的な工事内容を記入する。
- 再下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工期、契約日を記入する。工期変更が生じた場合は速やかに変更する。

- 建設業の許可は5年ごとに更新しなくてはならない。(許可内容が契約工事内容と一致すること)
- 建設業許可を保有していない場合は斜線で消すこと。ただし、無許可業者は、500万円未満の工事(建築一式では1,500万円未満)しか施工できない。

- 健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を〇で囲む。
- 事業所整理記号等の営業所の名称欄には、請負契約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を、一括承認に係る営業所の場合は、本店の整理番号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号をそれぞれ記載する。なお直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負業者との請負契約を行う場合には欄をそれぞれ追加する。

- 監督員名 : 再下請負人を監督するために再下請負通知人が監督員を置く場合に記入する。その権限が現場代理人に委任されている場合は「現場代理人名」を記載する。
- 現場代理人: 下請負工事を請負った会社の当該施工部分を担当する現場責任者の氏名を記載する。
- 主任技術者: 建設業の許可を有する請負人は技術者を配置しなければならない。請負金額3,500万円以上で専任配置。
- 安全衛生責任者: 当該場所の労働者数が常時50人以上(ずい道、橋梁、圧気工法は常時30人以上)であり、総括安全衛生責任者を選任すべき事業者以外の請負人で当該仕事を自ら行うものは、安全衛生責任者を選任しなくてはならない。(労働安全衛生法第16条)
- 安全衛生推進者: 安全衛生管理体制を明確にし、安全衛生水準の向上を図るため、50人以上では安全管理者及び衛生管理者の専任が義務付けられ、安全管理者及び衛生管理者の選任が義務付けられていない10人以上50人未満(常時使用する労働者数)の小規模事業場においては、安全衛生推進者の選任が義務付けられている。(労働安全衛生法第12条の2)
- 雇用管理責任者: 事業主は、建設事業を行う事業場ごとに「雇用管理責任者」を選任し、建設労働者の雇用管理を行うことが求められている。資格は、法令上特に必要はないが、建設労働者の雇用管理について責任を持つ立場にあるため、企業内においてある程度の地位にあり、雇用管理に関する相当の実務経験のある方が望ましい。(建設労働者雇用改善法第5条)
- 専門技術者: 主任技術者とは別の技術者である。請け負った工事に付帯する別の専門分野の工事があり、直接施工する場合(大工工事のみの許可を受けている一次下請会社が、付帯する足場組み立てを行う場合等)に、主任技術者の資格要件を満たす者を専門技術者として選任し、そのものの氏名を記載する(建設業法第26条の2)。主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。